

守口市人事行政の運営等の状況の公表
平成 29 年度

守口市

人事行政の運営等の状況

市の人事行政を運営していく上で、より公正で透明性を高めていくために、人事行政の主な内容をお知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員採用の状況

区 分	H29.4.1～H30.3.31				H30.4.1			
	新規採用	再任用		任期付	新規採用	再任用		任期付
		うち短時間				うち短時間		
行政職	5人	14人	9人	25人	12人	19人	13人	25人
事務職	5人	2人	1人	6人	12人	4人	3人	2人
技術職	-	2人	1人	-	-	-	-	-
保育士	-	9人	7人	-	-	14人	9人	-
幼稚園教諭	-	1人	-	-	-	-	-	-
看護師	-	-	-	-	-	1人	1人	-
保健師	-	-	-	-	-	-	-	-
保育教諭	-	-	-	19人	-	-	-	21人
管理栄養士	-	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	-	-	-	-	2人
合 計	5人	14人	9人	25人	12人	19人	13人	25人

②退職の状況

区 分	定年退職	そ の 他		
		早期退職	死亡退職	任期満了
行政職	24人	11人	-	
再任用		4人	1人	35人
うち短時間		4人	1人	32人
任期付	-	3人	-	47人

③補職別職員数の状況（各年度4月1日現在）

補職別内訳	区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	増減数
	理事級	0人	0人	0人
	部長級	18人	16人	▲2人
	次長級	5人	9人	4人
	課長級	53人	49人	▲4人
	主幹級	63人	64人	1人
	係長級	123人	122人	▲1人
	その他	567人	486人	▲81人
	計	829人	746人	▲83人

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

④部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

	職員数		増減数
	平成29年度	平成30年度	
議 会	9人	9人	0人
総 務	138人	130人	▲8人
税 務	43人	45人	2人
農 林 水 産	2人	2人	0人
商 工	6人	7人	1人
土 木	50人	45人	▲5人
民 生	321人	263人	▲58人
衛 生	82人	86人	4人
一般行政計	651人	587人	▲54人
教 育	69人	56人	▲13人
水 道	45人	41人	▲4人
下 水 道	32人	33人	1人
そ の 他	32人	29人	▲3人
公営企業等計	109人	103人	▲6人
総 合 計	829人	746人	▲83人

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

2. 職員の人事評価

職員の資質向上を目的に、所属長が部下の行動や能力を観察し、必要に応じて指導するとともに、その結果により人事配置や職員の処遇に反映しています。

被評価者の範囲	評価基準日におけるすべての守口市職員 (①任期に定めのある他団体等からの派遣職員、②長期の休業等により評価基準日において実勤務日数が90日に満たない職員を除く)	
評価期間及び評価基準日	評価期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	評価基準日	平成30年1月1日
評価の内容	業績評価	(1)平成29年度市政運営方針に掲げる事業の更なる推進 (2)第五次守口市総合基本計画をはじめとする各種計画や指針等に掲げる事項の具体的な実践(「改訂版」もりぐち改革ビジョン(案)含む) (3)議会答弁における課題懸案事項の解消 (4)事務事業改善 (5)その他の自己目標 から目標の種類を選び、3項目(課長級以上の職員は5項目)の個人目標を決定し、各目標にウエイトを付し、合計100%になるよう設定する。
	能力評価	守口市人材育成基本方針で定めている職階別の果たすべき役割、能力に基づいて設定した買う評価項目について評価する。

3. 職員の給与の状況

①特別職 (H30.4.1)

区 分	報 酬		期 末 手 当		
	減額前 (円)	減額後 (円)	6月期	12月期	計
市 長	963,000	749,000	2.125 ヲ月	2.275 ヲ月	4.4 ヲ月
副市長	837,000	744,000			
議 長	702,000	—			
副議長	666,000	—			
議 員	612,000	—			

②一般職 (H29.4.1)

区 分	一 般 行 政 職	
	平均給料月額	平均年齢
守口市	317,358 円	41.7 歳

③ラスパイレス指数の状況 (各年度4月1日現在)

区 分	平成28年度	平成29年度
守口市	99.6	98.7
全国市平均	99.1	99.1

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

4. 職員の勤務時間やその他勤務条件の状況

①勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業
38:45	7:45	9:00	17:30

※ 休憩時間 12:00～12:45

②年次休暇の状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
32000.5日	9290.1日	829人	11.2日	29.0%

③病気休暇

職員が傷病（公務による場合を除く。）により療養を要する場合に付与することができます。

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷又は失病等により介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合に付与することができます。その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額

します。

⑤育児休業等の利用状況

種 別	制度の内容	取得者人数
育児休業	3歳に満たない子を養育するために休業をすることができる	37人
部分休業	小学校就学前の子を養育するために休業をすることができる	19人
配偶者同行休業	勤務・修学のために外国に滞在する配偶者に同行するために休業をすることができる	1人

⑥主な特別休暇

項 目	付与日数等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は入院の措置により出勤できない時	必要と認める期間
天災地変その他非常災害による交通遮断その他交通機関等の事故等の不可抗力により出勤できないとき	必要と認める期間
天災地変その他非常災害による職員の住居の滅失又は破壊により出勤に支障があるとき	必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、裁判所その他の官公署へ出頭するとき	出頭に必要な日時
結婚するとき	6日以内
配偶者が分べんしたとき	入院の日から退院の日後1週間までの間において第1子は3日以内、第2子からは5日以内で必要と認める期間
生理のため勤務が著しく困難なとき	2日以内で必要と認める期間
出産する場合	その出産予定日の56日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)前の日から出産の日後56日までの期間
親族が死亡したとき	2日から10日以内(続柄により付与日数は異なる)
父母(実父母及び養父母をいう。)、配偶者及びその子の祭日のとき	1日
生後満1年2月に達しない子を育てるとき	1日2回 1回30分
妊娠中又は出産後の職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるとき	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週からは2週間に1回、出産後1年まではその間に1回のそれぞれ必要と認められる時間
妊娠障害のため勤務が著しく困難であるとき	産前休暇をとるまでの間において10日以内で必要と認める期間
妊娠中の職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
妊娠したとき	産前休暇をとるまでの間において、1日につき1時間以内で必要と認める期間

2 親等以内の親族が結婚するとき	1 親等の親族にあつては結婚当日を含み 2 日、2 親等の親族にあつては結婚当日の 1 日
夏季において元気回復を図るとき	市長が定める期間内において6日以内
長期勤続職員が健康の増進及び勤労意欲の向上を図るとき	5日以内で必要と認める期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年度につき5日以内
骨髄バンクへの登録の申出及び骨髄等を提供するために必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分	14人	全て病気休職者
懲戒処分	1人	減給

※分限処分…職員がその職責を十分に果たすことができないときに、職員の意思に反する不利益な取扱いを認めるものであり、公務の能率の維持と適正な行政運営の確保を目的としています。

懲戒処分…一定の義務違反を行った職員に責任を問うための制裁であり、規律と秩序の維持を目的としています。

6. 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況	0件
-----------------	----

※地方公務員法第38条の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等への従事をしてはならないと定められています。

7. 職員の退職管理の状況

離職後の再就職届	0件
----------	----

※地方公務員法第38条の2の規定により、課長級以上の職に就いている職員は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合、届出が必要であると定められています。

8. 職員の研修の状況

職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上と公務員意識の醸成を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めることを基本方針としています。

研修区分	庁内研修 (人事課主催研修等)	派遣研修 (市町村アカデミー等)
参加人数	1,986人	300人

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

①健康診断の状況

定期健康診断、頸肩腕腰部健康診断 他

②共済制度

大阪府市町村職員共済組合に加盟。

③福利厚生の状況

実施団体名	負担割合	事業内容	決算見込額(千円)
守口市職員厚生会	職員：市	カフェテリアプラン、健康増進支援、 体育文化助成 等	8,458
	1：1		

④公務災害補償の状況

公務災害補償制度	公務災害認定件数	2
	通勤災害認定件数	1

10. 市公平委員会からの報告事項

勤務条件に関する措置の状況	該当無し
不利益処分に関する不服申立て	該当無し